

排水設備を点検して 大雨に備えましょう

高山市の下水道は「分流式下水道」という方法を採用しています。これは、台所やお風呂、トイレなどの生活排水のみを「汚水」として下水道管に流し、建物や敷地に降った雨（雪）は下水道管に流さず、側溝に流すものです。

雨水などが下水処理場へ流れ込むと、流入量が増えて汚水の処理が困難となり、道路上のマンホールから汚水があふ

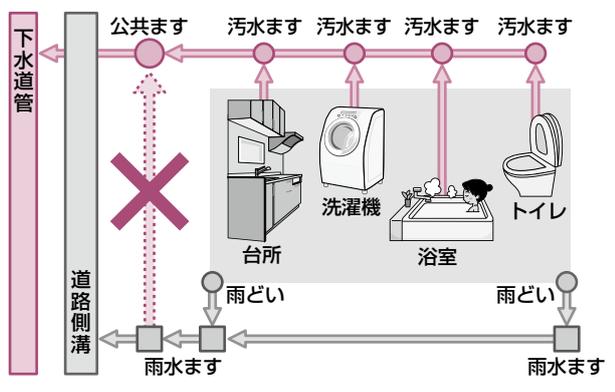
れ込むと、流入量が増えて汚水の処理が困難となり、道路上のマンホールから汚水があふ

れたり、施設が故障して下水道を使用できなくなる場合があります。

みなさんの宅内で雨どいなどが誤って下水道管につながっていたり、破損した宅内排水設備（ますや蓋など）があると、雨水の流れ込む原因となります。ご家庭や事業所の宅内排水設備の点検をお願いします。

雨水は側溝へ排水されていますか

- ※修繕工事が必要な場合は、資格を持った市の下水道指定工事店へ相談してください。
- ※許可なく宅内の下水道ますや道路上マンホールの蓋を開け、雨水や異物を下水道管に流すことは、処理施設に負担をかけたたり、交通に支障が生じるなど大変迷惑な行為なのでやめましょう。



教えてマイナちゃん!

シリーズ「マイナンバー制度」

⑤ 法人の皆様には「法人番号」をお届けします

株式会社などの法人の皆様には、個人に発行されるマイナンバーと異なる「法人番号」が平成27年10月以降に、1法人にひとつ、国税庁から発行されます。
※法人の支店・事業所などや個人事業者は対象となりません。

【法人番号の特徴】

- ① どなたでも利用できます
税や社会保障の手続きに利用が限定される個人のマイナンバーと異なり、利用範囲に制限がありません。
- ② 番号が一般に公表されます
厳しい漏えい防止対策がとられる個人のマイナンバーと異なり、国税庁のサイトで法人の名称、所在地、法人番号が公表され、検索・閲覧ができるようになります（任意団体の番号は公表の同意がある場合のみ）。
- ③ 番号の桁数が13桁
個人のマイナンバーが12桁であるのに対し、13桁の番号が割り振られます。また、個人のマイナンバーと異なり、どのような理由があっても変更することはできません。

【主な番号利用の利点】

- 法務局で登記事項証明書をとらなくても法人の確認が簡単にできます。
- サイトで検索できるので登記事項証明書の取得がしやすくなります。
- 統一した番号の利用により企業の行政手続きが効率化されます。

【利用開始時期】

申請書：平成28年1月以降に提出する書類から
申告書：平成28年1月以降に開始する事業年度分の申告から
※登記上の本店所在地に法人番号通知書を郵送しますので、名称や所在地の変更登記がお済みでない場合は、早めに法務局で手続きをお願いします。

問合先 税務課 ☎35-3626



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

お知らせ

住民票の住所でマイナンバーの通知カードを受け取りできない方は、申請することにより、通知カードを現在お住いの場所に送付することができます。

【対象となる方】

- 東日本大震災で被災された方、ドメスティック・バイオレンス（DV）などの被害者で住民票とは別の住所にお住いの方
- 10月以降、長期間にわたって医療機関や施設などに入院・入所することが見込まれ、住民票の住所に誰も居住していない方 など

9月25日金までに必着で、変更送付の申請書を住民票のある市区町村に持参または郵送してください（高山市に住民票のある方は市民課①番窓口または各支所地域振興課です）。

申請書は市民課、福祉課、老年介護課、子育て支援課（いずれも本庁1階）および各支所地域振興課の窓口にあるほか、市HPからもダウンロードできます。詳しくはお気軽にお問い合わせください。

問合先 市民課 ☎35-3496
広報ID 1006302